

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年8月3日
【四半期会計期間】	第10期第1四半期（自平成24年4月1日至平成24年6月30日）
【会社名】	ミサワホーム株式会社
【英訳名】	MISAWA HOMES CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 竹中 宣雄
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
【電話番号】	03(3345)1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 在川 秀一
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
【電話番号】	03(3345)1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 在川 秀一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第9期 第1四半期連結 累計期間	第10期 第1四半期連結 累計期間	第9期
会計期間	自平成23年4月1日 至平成23年6月30日	自平成24年4月1日 至平成24年6月30日	自平成23年4月1日 至平成24年3月31日
売上高 (百万円)	55,662	64,451	378,574
経常利益又は経常損失() (百万円)	6,056	4,683	10,900
四半期純損失()又は当期 純利益 (百万円)	6,710	5,289	6,919
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	6,842	5,490	7,108
純資産額 (百万円)	18,669	26,528	32,623
総資産額 (百万円)	191,157	200,534	197,758
1株当たり四半期純損失金額 ()又は1株当たり当期純 利益金額 (円)	181.19	149.19	180.95
潜在株式調整後1株当たり四 半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	118.99
自己資本比率 (%)	8.9	12.3	15.5

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 第9期第1四半期連結累計期間及び第10期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載していません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)業績の状況

当第1四半期連結累計期間における我が国経済は、東日本大震災の復興需要により国内生産が堅調に推移するなど、緩やかな持ち直しの動きが見られました。しかしながら、電力供給の制約や欧州債務問題などにより、景気の先行き不透明感を払拭できない状況が続きました。

住宅業界におきましては、住宅ローン減税等の税制措置や復興支援・住宅エコポイント制度などの住宅取得支援策の効果もあり、堅調に推移いたしました。

このような環境下で、当社グループにおきましては、平成23年度をスタートとする3ヵ年の中期経営計画「Home Step Jump(ホーム・ステップ・ジャンプ)計画」で基本方針に定めた「既存事業の収益最大化」と「収益源の多角化」のもと、戸建事業及びリフォーム事業を既存事業と位置づけ収益拡大に努めるとともに、今後の収益源として期待できる分野に積極的に経営資源を投入し、事業の育成を図ってまいりました。また、株主還元の一環として、6月に開催いたしました株主総会において、平成24年3月31日を基準日とする剰余金の配当を決議し、実施いたしました。

主力の戸建事業におきましては、木質系戸建住宅ブランドのGENIUS(ジニアス)シリーズにおいて、住まいとまちとの“つながり”を重視した都市型住宅「GENIUS UD(ジニアス ユーディー)」を4月に発売いたしました。また、6月にはスマートシティの構築に向けてさまざまな実証実験を行っている「横浜スマートシティプロジェクト」に参画し個別プロジェクトとしてミサワホームのHEMSサービス「enecoco(エネココ)」を活用した気象情報連携サービスや高齢者見守りサービスの実証実験を実施することを決定いたしました。制震装置「MGEO(エムジオ)」につきましては、震災前は1~2割程度で推移していた戸建住宅への搭載率が震災以降に急上昇し、昨年度は5割を超え、発売からの搭載数は平成24年4月末時点で20,000棟を突破いたしました。

リフォーム事業におきましては、既築住宅向けに超軽量の太陽光発電システムを発売し、従来の重量では耐荷重の問題で設置が難しかった住宅に対しても積極的に販売活動を行いました。

中期経営計画の注力事業である介護・福祉事業におきましては、大都市圏での高齢者向け事業展開の一環として、連結子会社である株式会社マザアスが札幌市内に要介護者向け賃貸住宅「マザアス札幌」を開設したほか、北海道薬科大学との間で、在宅医療に不可欠な薬剤師業務に関する連携協定を締結したことで、今後、在宅医療分野を中心とした一層のノウハウを蓄積してまいります。ライフサポート事業におきましては、連結子会社である株式会社ミサワホーム総合研究所が設計を担当した初の新築保育施設として「コピープリスクールよしかわステーション」「コピープリスクールみさとながとろ」「コピープリスクールさくらのさと」の3園が4月に同時開園いたしました。

以上の施策を講じました結果、当第1四半期連結累計期間の連結業績につきましては、売上高は前年同四半期比87億89百万円増加(15.8%増)の644億51百万円となりました。利益面につきましては、営業損失45億80百万円(前年同四半期は営業損失58億62百万円)、経常損失46億83百万円(前年同四半期は経常損失60億56百万円)、四半期純損失52億89百万円(前年同四半期は四半期純損失67億10百万円)となりました。

(2)資産、負債及び純資産の状況

当第1四半期連結会計期間末の総資産につきましては、売上債権の減少があったものの、分譲土地建物及び未成工事支出金の増加等により、前連結会計年度末に比べ27億75百万円増加し、2,005億34百万円となりました。負債につきましては、仕入債務の減少があったものの、季節変動特性に伴う未成工事受入金の増加及び借入金の実行により、前連結会計年度末に比べ88億70百万円増加し、1,740億5百万円となりました。また、純資産につきましては、四半期純損失を計上したことによる利益剰余金の減少等により、前連結会計年度末に比べ60億94百万円減少し、265億28百万円となりました。

(3)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4)研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、6億33百万円であります。
なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	149,999,855
D種優先株式	145
計	150,000,000

(注)平成24年2月21日開催の臨時株主総会及び種類株主総会決議をもって定款の一部変更が行われ、当社の発行可能株式総数を上記のとおり変更しております。

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成24年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成24年8月3日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	38,738,914	38,738,914	東京証券取引所 大阪証券取引所 名古屋証券取引所 各市場第一部	(注)1
D種優先株式 (注)2	145	145	-	(注)3~12
計	38,739,059	38,739,059	-	-

(注)1.完全議決権株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

2.行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

3.行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。

なお、詳細については、(注)1「普通株式を対価とする取得請求」に記載しております。

(1)普通株式の株価の下落により取得価額が下方修正された場合、取得請求権の行使により交付される普通株式数が増加します。

(2)取得価額の修正の基準及び頻度

毎年3月27日及び9月27日における時価に相当する金額に修正します。

(3)取得価額の下限は、384.6円(当初転換価額の60%相当額)であります。

(4)当社の決定により、D種優先株式の全部の取得を可能とする旨の条項：有り

4.行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。

(1)権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

金銭を対価とする取得請求権の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

当社とD種優先株式の株主である株式会社日本政策投資銀行(以下「所有者」という。)との間において平成23年12月13日付で「投資契約書」に係る契約(以下「投資契約」という。)を締結し、所有者は、下記のいずれかに該当しない限り、金銭を対価とするD種優先株式の取得請求ができない旨を定めています。

イ D種優先株式の発行日から5年が経過した場合

ロ 当社が投資契約に定める義務に違反した場合(軽微な義務違反の場合には、所有者から当該義務が履行されていない旨の書面による通知を受領した後14日間を経てもなお当該義務が履行されない場合に限る。)

ハ 当社が投資契約に定める表明及び保証に違反した場合(軽微なものを除く。)

- 二 当社の各事業年度の末日又は9月30日（以下「本・中間決算期」という。）における当社の連結の貸借対照表における純資産の部の金額（ただし、退職給付に係る会計基準が改正された場合には、当該本・中間決算期における当社の連結の貸借対照表の純資産の部の「その他の包括利益累計額」において、退職給付に係る調整額として計上された金額については、存在しないものとして計算する。以下このにおいて同じ。）に関して、それぞれ2半期（各本・中間決算期毎に1半期として計算する。）連続して当該本・中間決算期の直前の本・中間決算期における当社の連結の貸借対照表における純資産の部の金額（ただし、退職給付に係る会計基準が改正された場合には、当該本・中間決算期の直前の本・中間決算期の末日における当社の連結の貸借対照表の純資産の部の「その他の包括利益累計額」において、退職給付に係る調整額として計上された金額については、存在しないものとして計算する。以下このにおいて同じ。）又は平成23年3月に終了した事業年度の末日における当社の連結の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額未満となった場合
- ホ 当社の各本・中間決算期における当社の連結の貸借対照表における繰越控除後純資産金額（当社の連結の貸借対照表における純資産の部の金額から流動資産の繰延税金資産の金額及び固定資産の繰延税金資産の金額を控除した金額をいう。以下このホにおいて同じ。）を、当該本・中間決算期の直前の本・中間決算期又は平成23年3月に終了した事業年度の末日における当社の連結の貸借対照表における繰越控除後純資産金額のいずれか大きい方の75%の金額未満となった場合（ただし、当社が当該本・中間決算期における当社の連結の貸借対照表における純資産の部の金額を当該本・中間決算期の直前の本・中間決算期の末日又は平成23年3月に終了した事業年度の末日における当社の連結の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上に維持した場合を除く。）
- へ 当社の各事業年度における損益計算書に記載される単体又は連結の営業損益が2期連続して損失となった場合
- 当社の普通株式を対価とする取得請求権の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
- 所有者は、下記のいずれかに該当しない限り、当社の普通株式を対価とするD種優先株式の取得請求ができない旨を定めています。
- イ 当社が、投資契約に定める義務に違反した場合（軽微な義務違反の場合には、所有者から当該義務が履行されていない旨の書面による通知を受領した後14日間を経てもなお当該義務が履行されない場合に限る。）
- ロ 当社が、投資契約に定める表明及び保証に違反した場合（軽微なものを除く。）
- ハ D種優先株式に対する剰余金の配当が、2事業年度連続して行われなかった場合
- 二 上記4（1）のイ及びニからへまでのいずれかの場合に該当した日から6か月間が経過したとき、
- （2）当社の株券の売買に関する事項について所有者との間の取決め内容
- 投資契約において、所有者がD種優先株式を譲渡しようとする場合は、当該譲渡に先立ち当社と協議することと定めています。また、D種優先株式を第三者に譲渡した場合には、それが全部譲渡であるときは、所有者は、当該譲受人に所有者の投資契約上の地位を譲り受けさせるものとし、一部譲渡であるときは、所有者は、当該譲受人に対して、投資契約上の所有者の義務と同一の義務を負担させるものとしております（当社は、所有者に対する投資契約上の義務と同一の義務を当該譲受人に対して負担します。）。
5. 優先期末配当
- （1）D種優先配当
- 剰余金の配当（D種優先中間配当金を除く。）をする場合は、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、D種優先配当金を配当する。
- （2）計算方法
- D種優先配当は、金銭によるものとし、D種優先配当金の金額は、D種優先株式1株につき650万円とする。
- （3）累積条項
- 累積型
- 当該事業年度の翌事業年度の初日以降、実際に支払われた日（同日を含む。）まで、年率6.5%（以下「D種優先配当率」という。）、1年毎の複利計算により累積する。
- （4）参加条項
- 非参加型（ただし、累積未払D種優先配当金の配当、又は当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に定める剰余金の配当、又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に定める剰余金の配当については、この限りではない。）

6. 優先中間配当

各事業年度において該当する上記5(1)のD種優先配当の2分の1の金額とする。

7. 議決権

D種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

8. 株式の分割又は併合、募集株式の割当て等

法令に別段の定めがある場合を除き、D種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。D種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

9. 金銭を対価とする取得請求権

- (1) D種優先株主は、当社に対して、平成24年3月28日以降いつでも、金銭を対価としてD種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができる。
- (2) 上記(1)の請求(以下この9において「取得請求」という。)がなされた場合には、D種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに、D種優先株主がその取得請求をした日(以下「金銭対価取得請求権取得日」という。)における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、金銭対価取得請求権取得日に、D種優先株主に対して、下記の算式によって算出される取得価額の金銭の交付を行うものとする。

(算式)

1 株あたりの取得価額

= 1億円 + 累積未払D種優先配当金の金額

+ 前事業年度未払D種優先配当金の金額 + 当事業年度未払優先配当金の金額

「累積未払D種優先配当金の金額」

金銭対価取得請求権取得日を実際に支払われた日とみなして、上記5(3)に記載した方法に従って計算される額とする。

「前事業年度未払D種優先配当金の金額」

基準日の如何にかかわらず、金銭対価取得請求権取得日の属する事業年度の前事業年度(以下このにおいて「前事業年度」という。)にかかるD種優先配当金のうち、金銭対価取得請求権取得日までに、実際に支払われていないD種優先配当金がある場合における当該前事業年度にかかるD種優先配当金の不足額(ただし、累積未払D種優先配当金に含まれる場合を除く。)とする。

「当事業年度未払優先配当金の金額」

1億円にD種優先配当率を乗じて算出した金額について、金銭対価取得請求権取得日の属する事業年度の初日(同日を含む。)以降、金銭対価取得請求権取得日(同日を含む。)までの期間の実日数につき日割計算により算出される金額(ただし、金銭対価取得請求権取得日が平成24年3月31日に終了する事業年度に属する場合は、0円)から、金銭対価取得請求権取得日の属する事業年度の初日(同日を含む。)以降に支払われたD種優先中間配当金の金額がある場合におけるD種優先中間配当金の額を控除した金額とする。

上記の計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。

- (3) 分配可能額を超えてD種優先株主から取得請求があった場合、取得すべきD種優先株式は、取得請求された株式数に応じた比例按分の方法により決定する。

10. 取得条項

- (1) 当社は、平成25年3月27日以降の日で、当社の取締役会が別に定める日が到来したときは、その日(以下「金銭対価取得条項取得日」という。)において、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、法令上可能な範囲で、下記(2)の取得価額の金銭の交付と引換えにD種優先株式の全部又は一部を取得することができる。なお、一部取得するときは、比例按分又は当社の取締役会が定める合理的な方法による。
- (2) D種優先株式1株あたりの取得価額は、上記9(2)に定める算式を準用して計算する。なお、この場合においては、上記9(2)からまでに、「金銭対価取得請求権取得日」と記載してあるのは、「金銭対価取得条項取得日」と読み替える。

1 1 . 普通株式を対価とする取得請求

- (1) D種優先株主は、平成24年3月28日以降いつでも、当社に対して、当社の普通株式を対価としてD種優先株式を取得することを請求することができる。
- (2) 当社は、D種優先株主から上記(1)の取得請求を受けた場合は、その日(以下「普通株式対価取得請求権取得日」という。)にそのD種優先株主の有するD種優先株式を取得すると引換えに、そのD種優先株主に対して、次の算式により算出した数の当社の普通株式を交付する。なお、D種優先株主に交付される普通株式数の算出に際し、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に定める金銭による調整は行わない。

(算式)

当社の交付する普通株式数

$$= \text{D種優先株主が取得を請求したD種優先株式の基準価額の総額} \div \text{転換価額}$$

- (3) D種優先株主が取得を請求したD種優先株式の基準価額は、上記9(2)に定める算式を準用して計算する。なお、この場合においては、上記9(2) から までに、「金銭対価取得請求権取得日」と記載してあるのは、「普通株式対価取得請求権取得日」と読み替える。転換価額は(4)以下に記載のとおりとする。
- (4) 当初転換価額
 当初転換価額は、641円とする。
- (5) 転換価額の修正
 転換価額は、平成24年3月27日以降の毎年3月27日及び9月27日(以下それぞれ「転換価額修正日」という。)に、転換価額修正日における時価に相当する金額に修正する。
 上記の「転換価額修正日における時価」とは、その転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。
- (6) 転換価額の調整
 当社は、D種優先株式の発行後、次に掲げる事由のいずれかの事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合に転換価額(現に効力を有する転換価額をいう。)を調整する。
 時価(上記(5)に記載の時価をいう。この 及び下記(7)において同じ。)を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合(無償割当ての場合を含み、下記 及び に掲げる場合において普通株式を交付するときを除く。)
 取得請求権付株式、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)であって、その取得と引換えに時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるもの(以下「本件取得請求権付株式等」という。)を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)
 新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利であって、時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できるもの(以下「本件新株予約権等」という。)を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)
 普通株式の株式分割をする場合
 普通株式の株式併合をする場合
- (7) 転換価額調整式
 転換価額の調整は、次の算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって行う。

(算式)

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

「既発行普通株式数」

次に掲げる場合に応じ、それぞれ記載の日における当社の発行済普通株式数からその日において当社の有する普通株式数を控除し、その転換価額の調整前に下記 又は により交付普通株式数とみなされた普通株式のうち未だ交付されていない普通株式の数を加えた数とする。

イ 普通株主に上記(6) から までの各取引にかかる基準日が定められている場合：その基準日

ロ 上記イの基準日が定められていない場合：調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日

「交付普通株式数」

次に掲げる場合においては、それぞれ記載の数とする。

- イ 上記(6) に掲げる場合：交付する普通株式数
- ロ 上記(6) 及び に掲げる場合：本件取得請求権付株式等又は本件新株予約権等の全てが当初の条件で取得の請求がされ、又は行使されたことにより普通株式が交付されたものとみなして算出される数(ただし、取得の請求又は行使に際して交付される普通株式の対価(下記 ロ又はハに掲げる金額をいう、このロにおいて同じ。)が調整後の転換価額の適用時期(下記(8) なお書に記載)に確定していない場合は、調整後の転換価額は、その対価の確定時点で交付されている本件取得請求権付株式等又は本件新株予約権等の全てがその対価の確定時点の条件で取得され、又は行使されたことにより普通株式が交付されたものとみなして算出される数。)
- ハ 上記(6) に掲げる場合：株式分割により増加する普通株式数(基準日における当社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。)
- ニ 上記(6) に掲げる場合：株式併合により減少する普通株式数(効力発生日における当社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。)を負の値で表示したもの。
- 「1株あたりの払込金額」：次に掲げる場合に応じ、それぞれ記載の金額とする。
- イ 上記(6) に掲げる場合：上記(6) に記載の払込金額(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円)
- ロ 上記(6) に掲げる場合：本件取得請求権付株式等の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額(時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる取得請求権付新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得の請求に際して本件取得請求権付株式等の権利者に交付される普通株式以外の財産がある場合は、その財産の価額を控除した金額を、その取得の請求に際して交付される普通株式の数で除して得た金額
- ハ 上記(6) に掲げる場合：本件新株予約権等の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額(時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その行使に際して本件新株予約権等の権利者に交付される普通株式以外の財産がある場合は、その財産の価額を控除した金額を、その行使に際して交付される普通株式の数で除して得た金額
- ニ 上記(6) 及び に掲げる場合：0円

「時価」

上記(5) を準用して計算する。なお、この場合においては、上記9(2) から までに、「その転換価額修正日に先立つ」と記載してあるのは、「調整後の転換価額を適用する日に先立つ」と読み替える。転換価額調整式の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わない。ただし、この場合における調整は繰り越し、その後の調整の計算において斟酌する。

(8) 調整後の転換価額の適用時期

上記(6) に掲げる場合

払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときはその払込期間の最終日、以下同じ。)の翌日以降適用する。なお、無償割当ての場合は、その効力発生日の翌日以降とする。ただし、当社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日があるときは、調整後の転換価額は、その基準日の翌日以降適用する。

上記(6) 及び に掲げる場合

本件取得請求権付株式等又は本件新株予約権等が交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降適用する。ただし、普通株主に本件取得請求権付株式等又は本件新株予約権等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降適用する。なお、取得の請求又は行使に際して交付される普通株式の対価が調整後の転換価額の適用時期に確定していない場合にあっては、その対価が確定した日の翌日以降適用する。

上記(6) に掲げる場合

普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降適用する。

上記(6) に掲げる場合

普通株式の株式併合の効力発生日以降適用する。

(9) その他の調整事由

上記(6)により転換価額の調整を必要とする場合以外であっても、次に掲げる場合に該当すると当社取締役会が合理的に判断するときには、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割によるその会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換によるその株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とする場合

転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合

に掲げる場合のほか、当社の発行済普通株式の株式数の変更又は変更の可能性の生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とする場合

12 . 残余財産の分配

(1) 残余財産を分配する場合は、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、残余財産分配金を支払う。

(2) D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか残余財産の分配を行わない。

(3) D種優先株式1株あたりの残余財産分配金の価額は、上記9(2)の算式を準用して計算する。なお、この場合においては、上記9(2) から までに、「金銭対価取得請求権取得日」と記載してあるのは、「残余財産分配日」と読み替える。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成24年4月1日～ 平成24年6月30日	-	普通株式 38,738,914 D種優先株式 145	-	10,000	-	-

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿に記録されている内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成24年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成24年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	D種優先株式 145	-	(注)1
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 (自己保有株式) 1,704,400	-	・単元株式数は100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 36,767,300	367,673	・単元株式数は100株 (注)2
単元未満株式	普通株式 267,214	-	-
発行済株式総数	38,739,059	-	-
総株主の議決権	-	367,673	-

(注)1. 優先株式の内容は、「1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「発行済株式」の注記に記載しております。

2. 「完全議決権株式(その他)」の株式数には、証券保管振替機構名義の株式が1,200株(議決権の数12個)含まれております。

【自己株式等】

平成24年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式 総数に対す る所有株式 数の割合 (%)
(自己株式) ミサワホーム(株)	東京都新宿区西新宿二丁 目4番1号	1,704,400	-	1,704,400	4.39
計	-	1,704,400	-	1,704,400	4.39

(注) 1. 株主名簿上は当社名義となっているものの、実質的に当社が所有していない株式が、100株あります。なお、当該株式は「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄に含めております。

2. 上記のほか、当第1四半期会計期間における取得自己株式として単元未満株式の買取りによる154株があります。

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	48,451	47,367
受取手形及び売掛金	13,563	5,010
分譲土地建物	37,093	42,404
未成工事支出金	23,980	30,273
商品及び製品	1,115	1,196
仕掛品	322	376
原材料及び貯蔵品	1,791	1,850
繰延税金資産	4,667	4,322
その他	5,055	5,728
貸倒引当金	183	145
流動資産合計	135,858	138,384
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	16,107	16,459
土地	24,464	24,760
その他(純額)	3,997	3,975
有形固定資産合計	44,568	45,195
無形固定資産	6,251	6,259
投資その他の資産		
投資有価証券	2,152	1,951
繰延税金資産	1,033	1,006
その他	10,455	10,214
貸倒引当金	2,561	2,478
投資その他の資産合計	11,080	10,694
固定資産合計	61,899	62,149
資産合計	197,758	200,534

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	47,526	32,927
短期借入金	27,012	44,385
未払法人税等	1,046	257
賞与引当金	5,418	2,867
完成工事補償引当金	1,871	1,844
未成工事受入金	29,534	40,683
預り金	5,825	6,039
その他	13,927	11,315
流動負債合計	132,162	140,320
固定負債		
社債	230	230
長期借入金	17,385	17,897
退職給付引当金	5,498	5,499
役員退職慰労引当金	820	824
その他	9,037	9,234
固定負債合計	32,972	33,685
負債合計	165,135	174,005
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金	18,892	18,892
利益剰余金	6,490	613
自己株式	4,252	4,252
株主資本合計	31,130	25,253
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	95	26
土地再評価差額金	448	448
為替換算調整勘定	74	127
その他の包括利益累計額合計	427	549
少数株主持分	1,920	1,824
純資産合計	32,623	26,528
負債純資産合計	197,758	200,534

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
売上高	55,662	64,451
売上原価	43,797	49,790
売上総利益	11,865	14,661
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	2,050	2,411
販売促進費	1,183	1,285
完成工事補償引当金繰入額	300	310
給料及び手当	8,249	8,667
賞与引当金繰入額	1,517	1,799
減価償却費	725	729
その他の販売費	973	1,062
その他の一般管理費	2,726	2,974
販売費及び一般管理費合計	17,727	19,242
営業損失()	5,862	4,580
営業外収益		
受取利息	13	15
受取手数料	70	64
その他	157	195
営業外収益合計	241	275
営業外費用		
支払利息	318	256
退職給付費用	87	87
その他	30	32
営業外費用合計	436	377
経常損失()	6,056	4,683
特別利益		
受取保険金	50	-
その他	21	-
特別利益合計	71	-
特別損失		
固定資産処分損	9	5
減損損失	-	11
投資有価証券評価損	253	86
その他	8	7
特別損失合計	272	111
税金等調整前四半期純損失()	6,256	4,794
法人税、住民税及び事業税	98	155
法人税等調整額	516	384
法人税等合計	614	539
少数株主損益調整前四半期純損失()	6,871	5,334
少数株主損失()	161	44
四半期純損失()	6,710	5,289

【四半期連結包括利益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純損失()	6,871	5,334
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	37	77
為替換算調整勘定	7	79
その他の包括利益合計	29	156
四半期包括利益	6,842	5,490
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	6,695	5,411
少数株主に係る四半期包括利益	146	79

【会計方針の変更】

(減価償却方法の変更)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これによる損益に与える影響は軽微です。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

保証債務

「ミサワホーム」購入者等のためのつなぎ融資等に対する保証債務

前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
34,616百万円	27,782百万円

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

当社グループでは、建築請負事業の特性として、建物の完成引渡が第2四半期と第4四半期に偏ることから、第1四半期連結会計期間の売上高の割合が低くなるといった季節変動要因があります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
減価償却費	1,030百万円	1,124百万円
のれんの償却額	46	46

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

1. 配当に関する事項

該当事項はありません。

2. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

1. 配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月28日	普通株式	370	10	平成24年3月31日	平成24年6月29日	利益剰余金
定時株主総会	D種優先株式	217	1,500,000	平成24年3月31日	平成24年6月29日	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

当社及び連結子会社の事業は、住宅事業及びこれらに付随する事業がほとんどを占めており、実質的に単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額	181円19銭	149円19銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額(百万円)	6,710	5,289
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	235
(うち優先配当額)(百万円)	(-)	(235)
普通株式に係る四半期純損失金額(百万円)	6,710	5,525
普通株式の期中平均株式数(千株)	37,036	37,034
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	C種優先株式の転換予約権 (48,709千株)。	

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年 8月 3日

ミサワホーム株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渡邊 秀俊 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 秀明 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているミサワホーム株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ミサワホーム株式会社及び連結子会社の平成24年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。